

件名	亀山市病院事業の設置等に関する条例	医療センター事務局 医事管理室
----	-------------------	--------------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

本市の病院事業につきましては、平成2年6月に「亀山市立医療センター」を開設し、現在まで地域医療を支える役割を果たしてきました。

しかしながら、昨今の厳しい経営状況に加え、地域医療における環境も刻々と変化していることから、病院事業の業務の執行に関し広範囲な権限を持つ病院事業管理者を設置して、保健・医療・福祉が一体となって地域医療を提供する体制を整備し、病院の自立性を高めるとともに経営基盤の確立を目指していく必要があります。

このことから、これまで地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定のうち財務規定等のみを適用していましたが本市の病院事業につきましては、平成28年4月1日から地方公営企業法の規定の全部を適用することとし、併せて本条例の規定を全般的に見直すため、本条例を全部改正するものです。

2 改正内容

- (1) 市民の健康保持に必要な医療を提供するため、病院事業を行う病院として「亀山市立医療センター」を設置することとします。 <第1条関係>
- (2) これまで地方公営企業法の規定のうち財務規定等のみを適用していましたが本市の病院事業について、平成28年4月1日から地方公営企業法の規定の全部を適用することとします。 <第2条関係>
- (3) 従前どおり、亀山市立医療センターにおける診療科目は内科、外科、整形外科及び眼科の4科、病床数は一般病床100床とすることとします。 <第3条関係>
- (4) 病院事業管理者の職名は、「地域医療統括官」とし、病院事業管理者の権限に属する事務を処理させるための組織として、「亀山市立医療センター」を置くこととします。 <第4条関係>

- (5) 取得又は処分をする場合に地方公営企業法の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産は、予定価格が 2 , 0 0 0 万円以上の不動産などであることとします。 < 第 5 条関係 >
- (6) 病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、賠償額が 1 0 万円以上である場合は、議会の同意を得なければならないこととします。 < 第 6 条関係 >
- (7) 負担付きの寄附の受領等でその金額が 1 0 0 万円以上のもの及び損害賠償の額の決定でその金額が 5 0 万円以上のものは、議会の議決を得なければならないこととします。 < 第 7 条関係 >
- (8) 病院事業管理者は、病院事業の業務の状況を説明する書類を、半期ごとに市長へ提出しなければならないこととします。 < 第 8 条関係 >
- (9) 条例の施行に関し必要な事項は、病院事業管理者が定めることとします。 < 第 9 条関係 >

3 その他

施行日は、平成 2 8 年 4 月 1 日とします。

亀山市病院事業の設置等に関する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 22 日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第 36 号

亀山市病院事業の設置等に関する条例

亀山市病院事業の設置等に関する条例（平成 17 年亀山市条例第 141 号）の全部を改正する。

（病院事業の設置）

第 1 条 市民の健康保持に必要な医療を提供するため、病院事業を設置する。

2 病院事業を行う病院の名称及び位置は、次のとおりとする。

（1）名称 亀山市立医療センター

（2）位置 亀山市亀田町 466 番地 1

（法の適用）

第 2 条 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 1 条第 1 項の規定に基づき、病院事業に法第 2 条第 2 項に規定する財務規定等を除く法の規定を平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

（経営の基本）

第 3 条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 診療科目は、次のとおりとする。

（1）内科

（2）外科

（3）整形外科

（4）眼科

3 病床の数は、一般病床 100 床とする。

(組織)

第 4 条 病院事業管理者 (以下「管理者」という。) の職名は、地域医療統括官とする。

2 法第 1 4 条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、亀山市立医療センターを置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第 5 条 法第 3 3 条第 2 項の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格 (適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格) が 2 , 0 0 0 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡 (不動産の信託の場合を除き、土地については 1 件 5 , 0 0 0 平方メートル以上のものに係るものに限る。) 又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第 6 条 法第 3 4 条において準用する地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 4 3 条の 2 第 8 項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 1 0 万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第 7 条 病院事業の業務に関し法第 4 0 条第 2 項の規定により議会の議決を要するものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が 1 0 0 万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が 5 0 万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の提出)

第 8 条 管理者は、病院事業に関し、法第 4 0 条の 2 第 1 項の規定に基づき、毎事業年度 4 月 1 日から 9 月 3 0 日までの業務の状況を説明する書類を 1 1 月 3 0 日までに、1 0 月 1 日から 3 月 3 1

日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、病院事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかった場合においては、管理者は、できるだけ速やかにこれを提出しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。